

矯正管区長
刑事施設の長
矯正研修所長

刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令を次のように定める。
令和5年11月30日

法務大臣 小泉龍司
(公印省略)

刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する事務を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(心情等の聴取の申出)

第3条 規則第43条の3第1項の申出書は、心情等聴取・伝達申出書(様式第1号)とする。

(心情等の聴取に係る通知)

第4条 刑事施設の長は、被害者等に対し、規則第43条の4第1項本文に規定する方法(以下「口頭聴取」という。)により心情等の聴取を行う場合は、心情等聴取通知書(様式第2-1号)により、その旨を通知するものとする。

2 刑事施設の長は、被害者等に対し、規則第43条の4第1項ただし書に規定する方法(以下「書面聴取」という。)により心情等の聴取を行う場合は、心情等聴取通知書(様式第2-2号)により、その旨を通知するものとする。

3 規則第43条の4第4項の規定による通知は、心情等の聴取をしない旨の通知書(様式第3号)によるものとする。

(心情等の聴取に当たっての説明)

第5条 心情等の聴取を行うに当たっては、あらかじめ、被害者等に対し、聴取した心情等を考慮して矯正処遇及び社会復帰支援が行われることについて説明するものとする。

(心情等の聴取の方法)

第6条 口頭聴取により心情等の聴取を行うときは、心情等録取書（様式第4号）を作成し、これを被害者等に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、署名を求めるものとする。

2 書面聴取により心情等の聴取を行うときは、被害者等に心情等記述書（様式第5号）に記載させて提出させるものとする。

3 刑事施設の長は、被害者等があらかじめ法第103条第4項の申出をしないことを明らかにしたため書面聴取による心情等の聴取を行った場合において、被害者等が心情等記述書により同申出をする旨の意思を表明したときは、被害者等の心身の状況その他の事情を考慮して書面聴取が相当と認める場合を除き、口頭聴取により改めて心情等の聴取を行うものとする。

4 刑事施設の長は、心情等の聴取をした際に被害者等が法第103条第4項の申出をしないことを明らかにしていた場合において、聴取後に当該聴取内容の伝達を希望したときは、心情等伝達申出書（様式第6号）の提出を求めるものとする。

5 刑事施設の長は、心情等伝達申出書の提出を受けた場合において、被害者等から口頭聴取により心情等の聴取を行っていないときは、被害者等の心身の状況その他の事情を考慮して書面聴取が相当と認める場合を除き、口頭聴取により改めて心情等の聴取を行うものとする。

6 第4条第1項及び第1項の規定は、第3項及び前項の規定による心情等の聴取について準用する。

（心情等の伝達に当たっての説明）

第7条 法第103条第4項の申出をした被害者等に対しては、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 次条に規定する方法により心情等の伝達を行うこと。

(2) 法第103条第4項ただし書の規定により、聴取した心情等の全部又は一部を伝達しないことがあること。

(3) 心情等の全部又は一部を伝達しない場合であっても、当該心情等を十分に考慮して矯正処遇及び社会復帰支援が実施されること。

（心情等の伝達の方法）

第8条 口頭聴取による心情等の聴取を行ったときは、心情等録取書に基づき心情等伝達書（様式第7号）を作成し、書面聴取のみによる心情等の聴取を行ったときは、心情等記述書に基づき心情等伝達書を作成するものとする。

2 被害者等がその氏名を受刑者に伝達しないことを希望するときは、伝達しないものとする。

3 規則第64条の2第1項の規定による心情等の伝達は、心情等伝達書を朗読して行うものとする。

（心情等の伝達に係る通知）

第9条 規則第64条の2第2項の規定による通知は、心情等伝達結果通知書（様式第8号）によるものとする。

2 被害者等が、心情等の伝達を受けた受刑者について次に掲げる事項の通知を希望する場合には、当該通知が被害者等の心身に及ぼす影響その他の事情を考慮して通知することが相当と認められない場合を除き、希望する事項を通知するものとする。

- (1) 心情等の伝達を受けた受刑者が当該心情等について述べたこと。
- (2) 心情等の伝達を受けた受刑者が被害弁償又は慰謝の措置について述べたこと。
- (3) 心情等の伝達を受けた受刑者が特に被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと。

附 則

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から施行する。

心情等聴取・伝達申出書

【刑事施設用】

申出年月日 _____年 _____月 _____日

_____長 殿

ふりがな _____

申出人の氏名又は名称 _____

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

(代表者氏名・役職名 _____)

(窓口担当者氏名・役職名 _____)

1 申出人に関する事項

生年月日 _____年 _____月 _____日生（ _____歳）

住所等 〒 _____— _____

電話番号（自宅・事務所） _____— _____— _____

（携 帯） _____— _____— _____

メールアドレス _____

（法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地・電話番号・メールアドレスを記入してください。この場合、生年月日を記入する必要はありません。）

連絡方法に関する希望

（上記住所等への文書連絡、上記電話番号への電話連絡又は上記メールアドレスへのメール送付に支障がある場合には、希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは、申出人と連絡先との関係を記入してください。） （次ページへ続く。）

【申出人が被害者本人でない場合に記入願います。】

申出人と被害者との関係

被害者の法定代理人（親権者 その他_____）

被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（続柄 _____）

被害者本人の氏名_____

2 心情等の陳述の方法に関する事項

(1) 陳述の方法

口頭での陳述を希望する。

書面での提出を希望する。

※心情等の伝達を希望される場合は、原則として口頭での陳述となります。書面で提出した心情等の伝達を希望される場合は、その理由を記入してください。

【(2)～(4)は、口頭での陳述を希望された方のみ記入してください。】

(2) 陳述の担当者

加害者を現に収容し、処遇している刑務所等の職員を希望する。

※加害者を収容している刑務所等が遠方の場合などは、近隣の矯正管区や矯正施設にお越しいただき、加害者を収容している刑務所等の職員に対し、オンラインで陳述することができます。

聴取者については、特に希望はない。

(3) 陳述の場所

加害者を収容している刑務所等を希望する。

近隣の矯正管区、矯正施設を希望する。

その他（ _____ ）

(4) 希望日時

※申出の受理後、御記入いただきました日時・場所等を踏まえ、調整させていただきます。

（次ページへ続く。）

3 提出書類（郵送の場合には写しを同封して提出してください。）

(1) 申出人の本人確認ができる書類（提出する書類を選択してください。）

マイナンバーカード

※郵送の場合には個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出してください。

運転免許証

※裏面に変更履歴等が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

その他（_____）

(2) 申出人が被害者本人でない場合は、被害者との関係及び被害者本人に代わり申出する理由を証明する書類（証明に当たり、提出する書類を選択してください。）

ア 法定代理人

戸籍謄本

登記事項証明書

その他（_____）

イ その他の場合

戸籍謄本

被害者本人の心身の状況が分かる診断書

その他（_____）

4 加害者に関する事項

(明らかにしたくないこと、分からないことについては、記入する必要はありません。)

ふりがな _____

氏 名 _____ (_____年 _____月 _____日生)

(次ページへ続く。)

5 被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の利用の有無

通知を受けている

通知を受けていない（同通知希望申出書は提出済みである。）

通知を受けていない（今後利用したい。）

通知を受けていない（今後利用するかは未定又は今後も利用しない。）

6 聴取した心情等の加害者への伝達の希望

希望する

希望しない

※心情等を聴取した際にも再度、心情等の伝達の希望の有無を確認しますので、現時点での希望をご記入ください。

7 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

（6で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。）

希望する

希望しない

※書面により通知します。

※希望する場合、伝達した心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと及び被害者等に伝えることを希望して述べたことをお伝えします。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

（次ページへ続く。）

(注意事項)

- 1 該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。
- 2 申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。
- 3 事件の性質、被害者等と加害者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等を聴取できないことがあります。
- 4 加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等の全部又は一部を伝達できないことがあります。
- 5 申出後に、本申出書に記入いただいた事項に変更があったときは、速やかに連絡してください。

心情等聴取通知書

年 月 日

様

長

あなたから 年 月 日に心情等の聴取の申出のあった
加害者 に係る被害に関する心情等の聴取を、下記のとおり実施しま
すので、通知します。

なお、日程変更等を希望される場合には、下記の連絡先まで速やかに御連絡く
ださい。

聴取の際は、この通知書のほか、身分証明書を確認させていただきますので、
御持参ください。

- 1 実施する日時 年 月 日（ ） 時 分から
- 2 実施する場所
- 3 参考事項

（連絡先）施設名
担当
電話番号
所在地

（注意事項）

- 1 聴取した心情等を考慮し、矯正処遇及び社会復帰支援が行われます。
- 2 心情等の聴取に関する相談に応じることがありますので、希望される場合に
は、上記の連絡先まで御連絡ください。

記載要領

「3 参考事項」は、不要な場合、省略して差し支えない。

心情等聴取通知書

年 月 日

様

長

あなたから 年 月 日に心情等の聴取の申出のあった
加害者 に係る被害に関する心情等の聴取を、下記のとおり書面により実施しますので、通知します。

- 1 別添の心情等記述書（様式第5号）に記入の上、 年 月 日まで（必着）に、下記の連絡先宛てに郵送してください。
- 2 上記の期限までに心情等記述書を郵送されなかった場合、心情等を聴取することができない場合があります。
- 3 内容等を確認するため、郵送していただいた心情等記述書について問い合わせをすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
- 4 その他連絡事項

（連絡先）施設名
担当
電話番号
所在地

（注意事項）

- 1 聴取した心情等を考慮し、矯正処遇及び社会復帰支援が行われます。
- 2 心情等記述書に記載する内容、表現方法に関する相談に応じることができませんので、希望される場合には、上記の連絡先まで御連絡ください。

記載要領

- 1 心情等記述書の用紙を添付すること。
- 2 「4 その他連絡事項」は、不要な場合、省略して差し支えない。

心情等の聴取をしない旨の通知書

年 月 日

様

長

あなたから 年 月 日に心情等の聴取の申出のあった
加害者 に係る被害に関する心情等については、刑事収容施設
及び被収容者等の処遇に関する法律第84条の2第3項ただし書の規定により、
聴取しないこととしましたので、通知します。

（連絡先）施設名
担当
電話番号
所在地

1 聴取した心情等の加害者への伝達の希望

- 希望する
希望しない

2 加害者への氏名の伝達の希望

(1で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。)

- 希望する
希望しない

※希望しない場合においても、被害者本人であること又は被害者本人との関係を伝達します。

3 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

(1で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。)

- 希望する
希望しない

※書面により通知します。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

4 通知を希望する内容について

(3で通知を希望された方のみ記入してください。)

- 被害者等の心情等について述べたこと
被害弁償又は慰謝の措置について述べたこと
被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと

心情等陳述者署名_____

記載要領

- 1 心情等陳述者が法人である場合、「氏名又は名称」欄には、申出書に記載された法人の名称及び心情等を陳述した者の氏名を記入すること。また、「心情等陳述者署名」欄には、当該心情等を陳述した者の氏名を記入すること。
- 2 必ず心情等陳述者に聴取した心情等の伝達の希望の有無等を確認すること。

心情等記述書

作成日 _____年 _____月 _____日

_____長 殿

氏名又は名称 _____

住所等 _____

（被害者本人でない場合）

被害者の氏名 _____

被害者との関係 _____

加害者 _____による被害に関する心情、私の置かれている状況又は加害者の生活や行動に関する意見は、以下のとおりです。

（※加害者の氏名について記入は必須ではありません。）

（次ページへ続く。）

1 聴取した心情等の加害者への伝達の希望

- 希望する
希望しない

※心情等の伝達を希望される場合には、改めて口頭で心情等を聴取する場合があります。

2 加害者への氏名の伝達の希望

(1で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。)

- 希望する
希望しない

※希望しない場合においても、被害者本人であること又は被害者本人との関係を伝達します。

3 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

(1で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。)

- 希望する
希望しない

※書面により通知します。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

4 通知を希望する内容について

(3で通知を希望された方のみ記入してください。)

- 被害者等の心情等について述べたこと
被害弁償又は慰謝の措置について述べたこと
被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと

(注意事項)

- 1 内容等を確認するため、この記述書に関して問い合わせをすることがあります。あらかじめ御承知おきください。
- 2 この用紙に書ききれない場合は、適宜用紙を付け足していただいで差し支えありません。
- 3 伝達することが加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でない認められるときは、この書面に記入いただいた内容の全部又は一部を伝達しないことがあります。

心情等伝達申出書

【刑事施設用】

申出年月日 _____年 _____月 _____日

_____長 殿

ふりがな _____

申出人の氏名又は名称 _____

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

（代表者氏名・役職名 _____）

（窓口担当者氏名・役職名 _____）

_____年 _____月 _____日に（口頭で陳述した 書面で提出した）、加害者 _____による被害に関する心情、私の置かれている状況又は加害者の生活や行動に関する意見について、加害者への伝達を希望します。（※加害者の氏名について記入は必須ではありません。）

1 加害者への氏名の伝達の希望

希望する

希望しない

※希望しない場合においても、被害者本人であること又は被害者本人との関係を伝達します。

2 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

希望する

希望しない

※書面により通知します。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

（次ページへ続く。）

3 通知を希望する内容について

(2で通知を希望された方のみ記入してください。)

- 被害者等の心情等について述べたこと
- 被害弁償又は慰謝の措置について述べたこと
- 被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと

(注意事項)

加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等の全部又は一部を伝達できないことがあります。

様式第7号（規則第64条の2第1項、訓令第8条）

心情等伝達書

加害者氏名

心情等陳述者 （伝達希望があった場合のみ記載）

氏名又は名称

（被害者本人でない場合）被害者の氏名

被害者との関係

聴取日時 年 月 日 時 分 から 時 分 まで

心情等の内容

心情等伝達結果通知書

年 月 日

様

長

先に聴取したあなたの心情等について、その伝達結果を下記のとおり通知します。

1 加害者の氏名

2 伝達の結果

先に聴取したあなたの心情等については、

伝達しました。

伝達した日 年 月 日

伝達しませんでした。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第103条第4項ただし書に該当）

その他（ ）

3 参考事項

記載要領

- 1 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。
- 2 一部のみ伝達したときは、「2 伝達の結果」の「□伝達しました。」の□にレ印を付し、伝達した内容を記載すること。
- 3 被害者等から心情等録取書（様式第4号）の4において通知の希望が表明されている事項があるときは、「3 参考事項」にこれらの事項を記載するものとする。なお、同希望が表明されていないなど、「3 参考事項」が不要な場合、省略して差し支えない。